

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係
沖縄における国県有地 国有地払い下げ問題

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43652 |

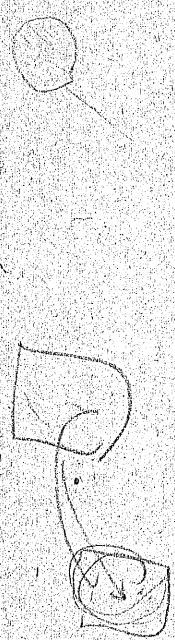
その他 国 泉 有 地 向 題

御検討願いたい問題点

南方連絡事務局

一 沖縄における沖縄県県有地の土地区画整理に伴う換地処分については日本政府の承認を申請せしむべきであると考えらるがどうか。

二 沖縄における沖縄県県有地を米軍が使用した場合その使用料を請求しうると考えるがどうか。



沖繩における沖繩県県有地の措置について

那覇市においては目下都市計画を実施中であるが、その計画中には日本国々有地及び沖繩県々有地の一部が道路敷となるためその残存部分はその将来の利用上誠に不便な形体として残され且またその隣接民有地の利用効果も著しく減少する所が生じている。そのため那覇市においては、その都市計画にかゝる国有地、県有地及び隣接民有地の将来の利用効率を考慮し、これらの土地の換地処分を行う方針を定め国有地及び県有地については直接那覇市より日本政府の承認方を申出でゝいる。

右のうち国有地の換地処分については大蔵省よりこれを承認すること差支えない旨の回答を得たのであるが、沖繩県県有地についても左記理由により日本政府の承認を得て換地処分を行はしむべきものと考えるので、国有地、県有地とも那覇市長より具体的申請を提出せしめ、これに対して日本政府の承認を手える措置を講ずること

とし、別添案により那覇日本政府南方連絡事務所長に指示してよい
かお伺いする。

記

一 沖繩県は現在の地方自治法上廢止されているものでないので法人としての沖繩県はまだ消滅しているものでない。

二 沖繩県の日本々土内にある財産は、昭和二十三年九月七日閣議決定を以て、その処理の終局的決定に至るまでこれを政府の管理に移され、南方連絡事務所の設置に伴い、内閣総理大臣が管理することとしており、そのうち不動産は沖繩県の所有として登記されている。

三 沖繩における米國管理局は、行政、司法、立法の権限を有しているが、国有地、県有地の所有権を継承しているものでなく、またその機関として設けられた琉球政府もまた沖繩県の権利義務を承継する団体ではない。実情は沖繩県の義務は琉球政府が履行しているものではなくてむしろ日本政府がその一部を履行している

状況である。

④ 右のように、沖縄においては沖縄県の権利義務を承継した機関又は団体はなく、また沖縄県はその法人として活動を停止していきるとはいえ消滅したものでないので、その財産の最終的処分については沖縄県の本土内の所有地と同様日本政府がこれを決定すべきものである。

総南連那第 号

昭和三十一年 月 日

南方連絡事務局長

那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

那覇市都市計画に伴う日本国有地並びに沖縄県有地の処置に関する件(案)

昭和三十年十二月十日付那第八六二号をもつて連絡のあつた標記の件に関しては、その後数回に亘り関係各省と協議し、直接那覇市当局の説明を求めて検討した結果、本件の施行が本土の土地区画整理と概ね同様の基準によつてゐるもので、右により処置される日本国有地並びに沖縄県有地の区画整理はこれを了承致したい意向であるが、これが取扱は左記によることを最も適当と思われるので米民政府並びに那覇市と協議の上その結果折返し報告せられたい。

記

一 那覇市都市計画に伴う区画整理に当つては、道路敷充當以外に残存日本国有地並びに沖縄県有地は、その整理施行後の関係土地の有効なる利用を図るため、これが適切且つ充分なる換地処分を行われたいこと。

二 那覇市長は関係日本国有地並びに沖縄県有地の区画整理に伴う換地処分につき整理前並びに整理後の町名、地目番地、面積地図を附して日本政府の同意を求めるとすること。

三 右の同意を求めると書類は那覇市長より貴所を経由して内閣総理大臣あて提出せしめること。

四 那覇市長は、内閣総理大臣の同意があつた後、区画整理に伴う仮換地指定通知書及び換地処分通知書を発行した場合はそれらの通知書(通知書の送付困難なときはその写し)を、関係土地の登記を完了した場合はその登記謄本を、それぞれすみやかに貴所經由内閣総理大臣宛提出すること。

五 右の処置方針に関して、米民政府の了解を取り付けること。

沖繩關係残務事務処理要綱 (昭二〇三九七) (抄)
閣議決定事項

一 沖繩県事務所はこれを廃止し、残務事務は左の如く關係各省
において処理する。

二 従来の公有財産はその処理の終局的決定に至るまでこれを
政府の管理に移し外務省がその任に当る。

備考

(一) 本件は十月一日より実施する。

秘

琉球政府

当所の参考所見(南運港報)

(昭和九年第一課
第三八三三)

(附)

一、白糖社有地の解除に對しては同社以前から農地法制定による強制買収を公言してきた事実があり、このために同社進出問題が少なからず阻害されたのであるが、最近八重山開港に關し、布令を以て国有林を払下げるといふのが、該社流布されてゐる。叢裏にも同氏の言動が關係してゐるものと見られる。

三、なお同社の上京目的中の一及び二に關しては特に關係者省にも予め連絡の上。

外務省

① 琉球産スクラップの本工買付け促進については異議ないといふのであるが、この機会に八隻の緊要沈船問題に對する本土側の確固たる意向を理解せしめると共に、従來琉球政側が布令九八号を乱用して日本籍沈船を不法盗奪してゐる事實に對し、強し反省を促し置く必要あり。

二、分蜜糖の特恵措置拡大は原則的には異存なしとする。も、これが実現の前提条件としては、琉球側が先ず本土側の資本技術を積極的に導入して、琉産糖の最大限のコスト切り下げを図る措置が必要であり、この共存の協力なくして一方的に低技術、高コストのまゝ、その不利益を凡て本土側に転嫁せんとするが如きは經濟原則に反する態度なることを強調し、本末顛倒の考え方を是正せしむるよう指導するを可と信する。

外務省

糸野向才三課長

アシア局長

カ一課長

ア一池都記

那覇市の都市計画に伴う已割整理のため
の沖縄県有地の換地処分は因する会談

日時 昭和三十一年十月二十三日

場所 総理府南方連絡事務局

出席者 南連、外務省、大蔵省、司法省、自治庁等保官

一、石井南連局長より、別添資料を提出してその

説明を仰ぐ。

(1) 沖縄における沖縄県有地の土地区劃整理に

外務省

アシア局
31.10.25
局長附

回覧番号
ア一 1320

伴う換地処分はついで日本政府より承認を申請

せしめるため、南連局長より在沖縄南連事務局長

宛別添のくありの訓令を提出するに因り、各省の

見解を求め、

(2) 沖縄における沖縄県有地を本軍が使用

した場合その使用料を請求することに因り、各省

検討方を要請した。

外務省

注(一)
本件に關し大蔵省では固有地に關しては南洋の軍艦を立ち回すことを以て回答しよう。

二 駐米公使の訪米は南洋の軍艦の立ち回りに關しては各省の了解を要すか(注)または次官會議にかける等の方法はどうか、非公式に各省軍務局長の了解をとりつけて列強訓令を發出したい趣であるので、法律上の問題点を衆約局において検討し、お上、あるべく早し南洋に行命の回答をすることといたします。

(三) (一)の(四)の点については、現在直に米口側に対し具體的申入れを行う段階に達してはなからぬが、南洋でかかる希望を構えているので、当方においても、かかる申入れをなすことの適否、申入れの時期等、時期等については早し検討しておく必要があると考えられる。

課長

主幹事務官

(印)

地部

日本政府の管理に係る沖縄関係公有財産の
処理に関する打合せ

日時 昭和三十三年九月十五日午後一時半—四時

場所 総理府南方連絡事務局会議室

出席者 大蔵省管財局国有財産一課 猪俣正博 事務官
中村豊二

官房文書課 竹内俊夫

主計局法規課 小田原定雄

坪藏孝志

厚生省援護局庶務課 渡辺光太郎

自治庁行政局行政課 大野哲雄

沖縄県民事局参事官室 村岡二郎

外務省

総理府南方連絡事務局 石井局長 武林一課長他
外務省アシア局外一課 池部

一 先づ沖縄関係行政事務就中財産管理事務の取扱い
経緯及び本件財産の内容に関する別添資料を配付
す。石井局長及び武林課長より右資料の説明
がなされた。

二 上記石井局長より大要左の通り本件処理に

外務省

※この際には、沖繩市町村の旧分置に付いた旧市町村の所有関係は、(沖繩市)の所有関係に準ずるものと見做すこととする。

関する南進の考を説明し、関係各省の検討及び協力を要請した。

(イ) 本件財産は、その所有関係より、旧沖繩県所有財産と市町村所有財産に大別されることより、左の理由により、旧沖繩県所有財産はさるべき、少くとも市町村所有財産については、これを現沖繩市町村に返還

外務省

(イ) 市町村と県とはその性格に本質的相違がある。前者は完全な地方自治体であるに反し、後者は自治体としての要素を欠けている。

(ロ) 現沖繩市町村は、存廢併合分離等により多少は旧市町村に異なるものもあるが、大体において旧市町村と同じであり、その権利義務を継承しているに反し、現琉球政府は旧沖繩県の権利義務を全く継承していない。

外務省

(1) 民政府の取扱も、旧市町村有財産と旧沖縄県有財産とを
 区別し、前者は現市町村に継承させるが、後者は旧有財
 産と同様、民政府が管理し、現琉球政府に継承せしめたい旨。
 (2) 旧沖縄県有財産については、右記の如く、現琉球政府
 は旧沖縄県の権利義務を継承し、~~その権利義務~~、いなるいづれ、
 また、旧沖縄県の債務の概当としても、当分琉球政
 府に返還せず、現状のまま保管するものとが、~~適当~~の旨。

しかし、琉球政府が旧沖縄県の債務履行を引受けよう
 となす、右財産を琉球政府に引渡すことを考慮し、
 850
 大所決の如く、旧市町村と旧県とは、その性質の相違が、
 かつ、琉球政府は旧沖縄県の債務引受の問題を、
 換条件の持出とするところを認め、創之市町村有財
 産も返還し、琉球政府が旧沖縄県有財産の引渡

とせしむることを恐る。

三、右南連の考え方について検討したが、何等結論を得るまでに至らなからず、更に関係各省において検討し、その結果を南連の連絡するところとした。

四、^{おま、}石井局長は、^{沖縄側に対し}本件申出を行う場合、外務省と通ずるか、南連那覇事務所を通ずるかは、関係各省の検討の結果をまず決定したい旨付言した。

外務省

至急



アジア局長 總務參事官 第一課長

總南連第七五五号

昭和三十三年九月十九日

總理府南方連絡事務局

外務省アジア局長 殿



32.10.21 第一課

32.9.20 285

回覧番号 アー 1256

日本政府の管理に係る沖繩關係公有財産の
処理に関する打合会の開催について
本土所在の沖繩關係公有財産（沖繩県及び市町村財産）については、昭和二十三年九月七日附閣議決定を以て、その処理の終局決定に至るまで政府の管理に移され、同年十月一日沖繩県事務所の廃止とともに、外務省が管理の任に当り、ついで昭和二十七年七月一日南方連絡事務局の設置に伴い外務省から總理府に移管されて今日に

總理府

至つてゐる。然るところ、近時沖繩現地においては、これら財産の沖繩側への引渡しを求める声が大であり、日本々土在住の關係者よりも引渡しについて実現方要望があるので、これについて、左記により打合会を開催するから担当官を出席せしめられるより、よろしく御配慮願いたい。

記

一日時 九月二十五日（水）午後一時半

二場所 總理府第二會議室（一号庁舎階下）

三議題 沖繩關係公有財産の処理について

本信送付先 法務省民事局長 厚生省引揚援護局長
外務省アジア局長 自治庁長官官房總務參事官
大蔵省大臣官房長

沖繩共済會管理不動産明細表 昭和32年7月31日現在

不動産の表
 管理中のもの

| 名稱 | 所在地 | 物件及坪数 | 購入年月日 | 購入価格 | 備考 |
|------|----------------|--------------------------|-------------|-----------|-----------|
| 岡本寮 | 福岡県筑紫郡春日村字須玖 | 家屋 1369.95 土地 2547.00 | 昭和 21.11.12 | 800,000 | 所有権者 沖繩共済 |
| 欽修寮 | 福岡県筑紫郡春日村字須玖 | 家屋 189.00 土地 2547.00 | 21.2.10 | 650,000 | 所有権者 沖繩共済 |
| 井尻寮 | 福岡県筑紫郡日佐村井尻 | 家屋 237.00 土地 189.00 | 21.1.30 | 157,000 | 所有権者 沖繩共済 |
| 日南寮 | 福岡市箱崎米一丸町 | 家屋 134.60 土地 153.12 | 20.12.6 | 76,500 | 所有権者 沖繩共済 |
| 八幡寮 | 福岡市八幡本町40.1 | 家屋 24.15 土地 28.70 | 20.12.12 | 47,385 | 所有権者 那覇市 |
| 箱崎寮 | 福岡市箱崎大和町 | 家屋 120.00 土地 248.58 | 21.4.25 | 143,200 | 所有権者 沖繩共済 |
| 熊本仁寮 | 熊本市箱屋町2037 | 家屋 165.10 土地 122.65 | 21.8.1 | 91,100 | 所有権者 沖繩共済 |
| 鹿兒島寮 | 鹿兒島市葵師町269 | 家屋 42.25 土地 92.75 | 20.11.20 | 109,000 | 所有権者 沖繩共済 |
| 宮崎仁寮 | 宮崎市神倉田町 85 | 家屋 31.50 土地 189.29 | 21.5.12 | 24,000 | 所有権者 沖繩共済 |
| 豊南寮 | 大分市生石字宝崎10 | 家屋 97.08 土地 86.50 | 21.4.30 | 85,000 | 所有権者 沖繩共済 |
| 大坂寮 | 大阪府吹田市山下 1880 | 家屋 52.34 | 23.6.25 | 520,000 | 所有権者 沖繩共済 |
| 南灯寮 | 東京都北多摩郡相模江町岩戸 | 家屋 277.00 | 22.5.25 | 1,100,000 | 所有権者 沖繩共済 |
| 平寮 | 東京都目黒区平町 6 | 家屋 42.25 | 21.3.29 | 140,000 | 所有権者 沖繩共済 |
| 若林寮 | 東京都江田谷区若林町1102 | 家屋 70.65 土地 157.95 | 23.8.27 | 1,370,000 | 所有権者 沖繩共済 |

例外引括なき家賃等 本会寮等 10年補助の存続不明

I 公有財産目録

(1) 動産目録 (備品を除く。) 32.7.31 現

| 項目 | 名義人又は内容 | 金額 (円) |
|----------|--|---|
| 戦災保険金 | 旧津総県復興戦災保険金より取得したもの | 2,089,659.00 2,916,834.00 |
| | 旧津総県下各市町村関係戦災保険金より、旧津総県下各市町村役代理店より、木工の保険会社より取得したもの | 1,123,224.00 1,175,422.00 |
| 決算残金 | 旧津総県事務所昭和23年度特別会計決算残金 | 23,000 |
| 貸付証書(一口) | 旧津総県下各市町村事務所昭和23年度一般会計及特別会計決算残金(即前主) | 1,688,646.00 11,856.00 |
| | 旧津総県下各市町村事務所昭和23年度特別会計決算残金中の貸付金と回収未済のもの | 20,000.00 |
| 備品換面処分金 | 旧津総県事務所等備品処分代金 | 131,980.00 |
| 積立金 | 財産の運用に用いし、利益を積立たるもの | 8,877,174.00 |
| 不動産処分金 | 不動産の売却金 | 12,755,501.00 |
| 合計 | | 22,942,793.00 |

総額

33,042,800

(2) 日本郵政銀行株券 (433万株程度)

| (株主名) | 訂算株式数 | | 額 | 面 | 増資払込金 |
|-----------|---------|---------|-------|------|-----------------|
| | 旧株 | 増資株 | | | |
| 津総県 | 42,000株 | 42,000株 | 5019 | | 0 |
| 津総県下52市町村 | 8551株 | 8551株 | 17102 | 5019 | 641,247 (28万株分) |

II 保管財産

元津総県職員等に付したる債権諸給付、特別賞与、救済給付金、慰労金、戦災給付金、津総県に帰還したるもの支給不能たるもの

合計金額 1,752,539.60 銭 (本人に支給せざるもの)

1969年 4件 25,044.03 円
 1970年 9件 44,647.19 円
 1971年 38 35,780.26 円
 内訳不明

沖繩県行政事務の取扱に關する内務省通牒

内務省地発第一六六号

昭和二十年九月二十日

九州地方総監 殿

沖繩県行政事務の取扱に關する件
沖繩県行政事務の取扱に關する件は、さきに通牒致置候処事務処理の迅速適確を期し且つ、その徹底を図るため、今後貴縣監府において行政事務の処理及び引揚民の保護等に付積極的に、閣下御識知の上、遺憾なきを期せられ、度此段依命及び通牒候、追つて既設沖繩県事務所は、総監府内に之を移設せしむる様御配意相成度申添候。

沖繩県に対する行政等措置に關する件

連合軍占領下に於ける沖繩県の状況に付ては、知悉することを得ざるも、当時沖繩県庁に在勤中なりし職員も全員玉碎せるもの如く、その後、行政等は占領軍に依つて処理せられたるものと認めらる而して、今次の終戦に伴い、沖繩県に對する行政等の処置に付ては、根本的には、將來の外交交渉に俟ちて決する外なきも、差引引揚中の多数の沖繩県人に対する行政並びに、その保護指導の必要もあるをもつて、一応、当分の間、左記に依り措置するものとす。

第一 一般行政に關する事項

- (一) 九州地方総監府に關する事項を處理する臨時沖繩県事務所を設け、県庁關係の事務を總括せしむ。
- (二) 沖繩県に關する事務は、實質的には九州地方総監府をして行はしむ。
- (三) 九州地方総監府の副參事官をして、沖繩県内政部長を兼務せしめ、地方官官制第十條に依り形式上、沖繩県知事に關する事務を代理處理せしむ。
- (四) さきに福岡市に設置せる沖繩県事務所は、その儘九州地方総監府に移す。

内務省及び參事會は、成立せざる状況に在るをもつて、その議決を要する豫算等は、總て内務大臣の指揮を受け、処分せしむ。

内務省の行政に伴う所要経費は、主として、地方分與稅財源をもつて充當せしめ、その交付額は、差引必要なるものに止む。

(一) 國費豫算に付ては、現に支拂を要し、且その可能なるものは、地方官官制第十條に依り、沖繩県知事の職務を代理する沖繩県内政部長を支出官として、令達し、その他は、内務省に留め置くものとす。

(二) 事實上支拂不可能なる現地職員の俸給等に付ては、外務省を通じ、占領軍と折衝の上、別途措置するものとす。

(三) 其の二、市町村に關する事項

(一) 各市役所及び町村役場の事務取扱所を福岡市に設置せしむ。

(二) 市役所及び町村役場の事務取扱所の職員は、占領軍上陸以前偶々出張中なりし市町村吏員をもつて構成せしむ。

(三) 適當なるものをして、沖繩県の所要の市町村の市町村長臨時代理たらしむ。

(四) 市役所及び町村役場の事務取扱所において、主として、戸籍に關する事務、兵事に關する事務、引揚民の保護指導等に關する、斡旋及び協力に關する事務を處理せしむ。

(五) 市町村會及び參事會は、成立せざる状況にあるをもつて、その議決を要する豫算等は、沖繩県知事の指揮を受け、処分せしむ。

(六) 各市役所及び町村役場の事務取扱所に於ける會計整理は、便宜那霸市に於て取纏め收支せしむ。

(七) 市町村行政に伴う所要経費は、主として、地方分與稅財源、那霸市分をもつて充當せしむ。市町村に交付すべき地方分與稅は、右の差引必要なるもの以外は、内務省に留め置くこと。

(八) 便宜市町村吏員恩給組合に關する事務は、那霸市役所に於て處理せしむらと、共にその所要経費は、那霸市より立替支弁せしむ。

(九) 引揚民の保護指導に付ては、その受入員に於て之を担当實施せしむ。

(十) 引揚民の生活確保の途を講ずる為、速かに授産復職の方途を講ず。

(十一) 可成現に引揚の県に本籍を移籍せしむる様指導す。

第二 引揚民の保護指導等の措置に關する事項

(一) 引揚民の保護指導に付ては、その受入員に於て之を担当實施せしむ。

(二) 引揚民の生活確保の途を講ずる為、速かに授産復職の方途を講ず。

(三) 可成現に引揚の県に本籍を移籍せしむる様指導す。

四 授職授産は当該引揚県の実情に依り異なるべきも可及的に集団的に之を行わしむ。
五 引揚民を以て可成速かに引揚地の風習に同化する様指導せしむ。
六 引揚民を以て生活様式を異にする引揚民に越冬準備に付ては速かに之が対策を講ずるものとする。
七 引揚民の保護指導に關しては報國沖繩協会の活用し要すれば之の活動に必要なる経費を國庫より補助するものとする。

沖繩関係業務処理要綱（昭二三、九、七、閣議決定事項）

- 一、沖繩県事務所はこれを廃止し、殘務事務は左の如く関係各省において処理する。
 - (一) 戸籍事務は戸籍法の特例を設け、法務庁管下の官署において取扱ふこととする。
 - (二) 恩給事務は恩給法を改正し、恩給局においてこれを処理する。
 - (三) 従来の公有財産はその処理の終局的決定に至るまでこれを政府の管理に移し、外務省がその任に當る。

(四) 給與諸証明その他の事務は外務省において一括処理する。

二、右処理に伴つて次のような法令上及び予算上の措置を講ずる。

- (一) 地方自治法施行規程を改正し、第七十六條を削る。
 - (二) 戸籍法の特例を設ける法規及び恩給法の改正法規の制定は本件処理の特殊性に鑑み、連合國最高司令部の指示に基き、ポツダム政令をもってこれを規定する。
 - (三) 法務庁及び外務省の官制を改正し、定員を増加する。
 - (四) 所要経費は関係各庁において夫々予備費をもつて支弁する。
- なお六月以降の沖繩県事務所の経費及び廃止に伴う整理費は、総理庁官房自治課にお

いて従前の例により措置する。

備考

(一) 本件は十月一日より実施する。

(二) 本件決定に伴い、昭和二十三年七月九日の閣議決定は廃止せられたものとする。

理由

沖繩県事務所を廃止するとともに沖繩県事務を関係各省に移管する必要があるからである。

地方自治法施行規程

第七十六條 沖繩県に關しては、当分の間、地方自治法第百五十二條第一項の規定にかかわらず、福岡県の総務部長が沖繩県知事の職務を代理する。

沖繩關係財産管理規程（昭和二十七年八月二十九日）

（目的）

第一条 この規程は、沖繩關係財産の公正、且つ、合理的な管理運用を期するため、その根本基準及び当該財産の管理に伴う事務処理の要領等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規程において「沖繩關係財産」とは、沖繩關係残務事務処理要綱（昭和二十三年九月七日閣議決定。以下「残務処理要綱」といふ。）に基いて元沖繩縣事務所から政府に移管された同県知事代理名義又は同県下各市町村長代理名義の公有財産及び同知事代理名義の保管財産（以下「財産」と総称する。）等で、昭和二十三年十月一日以後昭和二十七年六月三十日までの間外務大臣が管理してきたものをいふ。

2 この規程において「公有財産」とは、もとの沖繩縣にあつた同県又は同県下各市町村所有の被保険財産が戦災を受けたため、それぞれもとの沖繩縣知事代理名義又は同県下各市町村長代理名義で本土の保険会社から取得したこれらの財産に係る戦災保険金及びもとの沖繩縣職員、同県出身学生並びに同県關係外地引揚者等を収容するため同県知事代理名義で購入した土地建物（集団住宅施設）をいふ。

3 この規程において「保管財産」とは、もとの沖繩縣職員に対する俸給及び救済給与金等で、その受給権者の死亡又は引揚等により本土において支給することが不能となつたため政府において保管中のものをいふ。

4 この規程において「財産の運用」とは、動産については短期有利貸付又は銀行貯金等を行うことをいふ、不動産（土地建物）については、その借用を希望する者に対して賃貸すること等をいふ。

（財産の項目及び内容）

第三条 財産は、公有財産及び保管財産とし、その項目は、左の各号に掲げるものとする。

- 1 公有財産にあつては、左に掲げるもの。

- イ 戦災保険金
 - ロ 決算残金
 - ハ 備品処分代金
 - ニ 利益積立金
 - ホ 土地建物
 - ヘ 備品
- 二 保管財産にあつては、左に掲げるもの。
- イ 俸給諸給与
 - ロ 特別賞与
 - ハ 救済給与金
 - ニ 慰 葬 金
 - ホ 戦災給与金
- 2 前項の財産の内容及び金額等は、公有財産については別表第一のとおりとし、保管財産については別表第二のとおりとする。
 (財産の管理機関等)

第4条 財産は、内閣総理大臣が管理するものとし、これに伴う事務は、南方連絡事務局において取扱うものとする。

(管理の基本方針)

第5条 財産は、残務処理要綱に規定する最終的処理が決定するまでの間政府において管理すべき性質のものであるので、従来における管理方針又は慣例等にとらわれず公正、且つ、合理的に管理するとともに、当該財産の適切な運用により動産の増殖及び土地建物の維持、改善につとめなければならないものとする。

2 財産の運用によつて生ずる利益金(以下「利益金」という。)は、財産の管理に要する経費(以下「管理費」という。)を除くほかは、

第3条第一項第一号の積立金に繰入れるものとする。

3 管理費は、一部専務経費を除くほかは、すべて利益金のうちから賄うものとする。

4 第3条第一項第二号に規定する保管財産は、その受給権者に支給するまでの間政府において保管するものとし、当該受給権者若しくはその

遺族又はこれらの委任を受けた者からの払戻請求（支給請求をいう。）があつた場合には、別に南方連絡事務局長が定める保管金払出要綱に基いて払出しを行うものとする。

5 第三条第一項第一号に規定する土地建物は、主として、その貸与を希望するもとの沖縄県出身者のうちの住宅困窮者に対して貸与するものとし、その貸与は、原則として有料とする。

6 前項の貸与の期間は、貸借契約の日から一年間とし、格別の場合を除くほかは、借用人の希望により、毎年契約更新を行うものとする。
（管理業務の委託）

第六條 内閣総理大臣は、財産管理の万全を期し、且つ、財産の合理的な運用を図るため、第七條に規定する財産を除く他の財産について、その管理業務を財団法人沖縄財団（以下「財団」という。）に委託するものとする。

2 前項の場合において、内閣総理大臣は、当該財産の管理に関する基本方針及び委託（受）託の条件を規定した委託（受）託契約を財団理事長

（以下「受託者」という。）と締結するものとする。

（直接管理する財産）

第七條 第三条第一項第一号に規定する備品のうち、もとの沖縄県東京事務所所属の備品（別表第一の三）については、南方連絡事務局長において管理使用するものとする。

（委託の条件）

第八條 第六條第二項の委託契約を締結する場合において、その契約書には、第五條各項に定める財産の管理に関する基本方針及び左の各号に掲げる事項を当該財産の委託（受）託の条件として規定するものとする。

一 内閣総理大臣が指示する場合の外は、いかなる財産についても処分又は名義変更等を行うことができないうものとする。

二 内閣総理大臣は、必要と認めるときは、いつでも財産の委託（受）託契約の一部又は全部について解除することができるものとする。

三 財産の公正、且つ、合理的な運用を期するため、受託者の諮問機関として財団内に財産運用審議会を設置するものとし、同審議会の運営規則その他審議会の運営に必要な事項については、南方連絡事務局長の承認を得て、受託者が定めるものとする。

四 財産のうちの動産については、従来のように沖縄県出身者に対する貸出しのみに限定せず、広く合理的に運用するものとする。

五 第三条第一項第二項の保管財産については、内閣総理大臣が保管金払出連絡書を発行した場合には、南方連絡事務局長が別に定める保管金払出要綱に基づいていつでも払出しを行わなければならないものとする。

六 第三条第一項第一号の土地建物（附属動産を含む。以下同じ。）については、南方連絡事務局長の承認を得て、受託者が別に定める不動産管理要綱に基づいて管理するものとし、同要綱は、南方連絡事務局長が必要と認めるときは、いつでもその一部又は全部について改正又は変更等を行わなければならないものとする。

七 土地建物の賃貸料は、その管理に要する経費、賃借人の負担能力及び施設の状態等を勘案して定め、南方連絡事務局長の承認を得なければならないものとする。

八 土地建物の管理の万全を期するため、各施設毎に管理責任者をおくものとし、当該責任者は、南方連絡事務局長の承認を得て受託者が委嘱するものとする。

九 第三条第一項第一号の備品は、この項第一号の規定にかかわらず、南方連絡事務局長の承認を得て換価処分等を行うことができるものとする。

十 財産の管理費は、別途会計を設けて処理するものとし、その会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

十一 前号の管理費に関する予算及び決算は、毎年三月十五日までに翌年度の予算書を、四月十五日までに前年度の決算書を、内閣総理大臣に提出してその承認を得なければならないものとする。

十二 財産の管理及び運用の厳正を期し、且つ、つねに財産の動態を

明確にするため、毎月十五日までに、前月中における財産の運用による利益金並びに管理費の収入及び支出の状況及び同月末日現在の財産額に関する報告書を兩方連絡事務局長に提出しなければならぬものとする。

(委託財産の管理の監督等)

第九條 兩方連絡事務局長は、委託財産の管理の万全を期せしめるため、当該財産について、つねに受託者と密接に連絡をとり、第五條並びに前條に規定する管理の基本方針及び委託条件等の主旨の徹底を図るとともに、必要と認めたときは、適切な監督又は助言等を行い、且つ、前條第十二條に規定する報告書以外の報告書を徴する等、絶えず財産の公正な管理及び合理的な運用を行わしめるよう留意しなければならぬ。

第十條 兩方連絡事務局長は、財産の管理上必要と認めたときは、委託財産に係る財団の關係帳簿等の監査等を行うことができるものとする。

附 則

この規程は、昭和二十七年七月一日から適用する。

財産委(受)託契約書

内閣総理大臣(以下「委託者」という。)は本契約書第一条に掲げる沖繩関係財産(以下「財産」という。)の管理を財団法人沖繩財団(以下「受託者」という。)に委託するについて、両者協議の上左の条項を契約する。

第一条 委託財産の種類は、別表財産目録のとおりとする。

第二条 受託者は、本財産が昭和二十三年九月七日閣議決定に係る沖繩関係残務事務処理要綱に基き、最終的処理の決定に至るまでの間政府において管理すべき性質のものであるのにかんがみ、従来における管理方針等に拘わらず公正、且つ、慎重に管理するものとする。

第三条 受託者は、委託者又はその委任を受けた者から指示がある場合の外は、財産の処分を行ふことができないものとする。

第四条 財産の委託期間については、別に定めないが、委託者は、必要に応じていつでも財産の一部又は全部について委託を解除することができるものとする。

第五条 財産の公正、且つ、合理的な運用を期するため、受託者の諮問機関として、財産運用審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

2 審議会の委員は、受託者が、南方連絡事務局長(以下「事務局長」という。)の承認を得て委嘱するものとする。

審議会の構成及び運用その他必要な事項に関しては、受託者が、事務局長の承認を得て別に定めるものとする。

第六条 委託金の運用は、従来のように沖繩出身者の生業資金の貸出しのみに限定せず、広く合理的に行うものとする。

第七条 委託財産中の保管金については、その受給権者又はその委任状を有する者から払戻しの請求があり、且つ、南方連絡事務局長が別に定める細則によりその払出連絡書が発行した場合には、受託者は、いつでも払出しを行わなければならないものとする。

第八条 土地建物の管理は、受託者が事務局長の承認を得て別に定める「不動産管理要綱」に基いて行い、その利用者との関係を公正明確にし、且つ、利用者が生活保護法(昭和二十一年法律第十七号)の適用を受ける者又は格別の事情があると認められる場合の外は、その利用は、すべて有償とする。事務局長は、必要と認めるときは、同要綱の一部又は全部の変更を命ずることができるものとする。

第九条 土地建物（農施設をいう）の賃料は、その管理に要する経費、利用者の負担能力及び施設の場合等を考案して定め、事務局長の承認を得るものとする。

2 土地建物は、その管理の万全を期するため、各条ごとに、受託者が事務局長の承認を得て、委嘱する責任者（管理人をいう）を以て管理するものとする。

第十条 備品は、管理に必要なものを除き、第三条の規定にかかわらず、受託者が事務局長の承認を得て、換価処分を行うものとし、換価処分を行うことが不可能な場合は、事務局長の承認を得て、適当な措置を講ずるものとする。

第十一条 財産の管理に要する経費は、別途会計を設けて処理するものとし、その会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終るものとする。

2 前項の経費は、予算については毎年三月十五日までに翌年度の予算書を、決算については四月十五日までに前年度の決算書をそれぞれ委託者に提出して承認を得なければならぬものとする。

第十二条 財産の管理に要する経費は、一部事務用経費を除く外は、すべて管理財産より生ずる収入をもって賄うものとし、政府は、何等の支出も行わないものとする。

第十三条 受託者は、毎月十五日までに、前月末日現在の財産の管理に関する月別報告書を、

事務局長に提出するものとする。報告の範囲、様式その他必要な事項については、双方協議の上別に定めるものとする。

第十四条 事務局長は、受託者に対し、随時財産の管理について必要な指示を与え、若くは必要に応じて前条以外の報告書の提出を求め又はその他必要な監督を行うことができらるものとする。右の契約の確実を保證するため、本契約書二通を作成し、委託者及び受託者各々一通を保有するものとする。

昭和二十七年七月一日

右 委託者 内閣総理大臣

受託者 財団法人 沖繩財団理事長
法人

国会答弁資料

沖縄における日本固有財産について(総理任作成)

問 沖縄にある固有財産の数量金額はどのくらいか、また、沖縄における固有財産の収入はどのくらいあるか、また、どのように使用されているのか。

答(1) 沖縄の固有財産台帳は大蔵省に保管されている。

(2) これら国果有地の中、農耕地及び宅地は現在も米側が直接管理しており、その収入金額は明らかでないが、米側は

特別会計を設けて保管していると聞いている。

(3) 国果有地、中、森林については一九五二年三月十三日米国民

政府指令サ四号「日本固有林」で琉球財産管理局から

保護取締松下中等、代行権限が琉球~~政~~に委任され、一九六〇

年六月二十七日琉高弁法サ一ニ〇号により管理森林林から

の収入について移管され、さらに一九六二年四月十二日高弁

格官指令サ二号で固有林管理経局が委任された。干渉

の管理につきても一九六〇年九月十二日高年事務官布令
 第三十四号により同年九月十五日以降琉球政府に移管され
 ている。一九六〇年六月三十日迄の収入は六八七五二・七三ドルでそ
 の中三六、四二三・五〇ドルは琉球政府に交付され、残額三二、三二九
 ・二三ドルは未償が管理に欠けると聞いている。
 (四) 一九六〇年七月一日以降の本林、干潟、管理収入は、琉球政
 府会計に繰入れられ、その管理費の一部は充てられている。

その金額は次のとおりである。

| | |
|-----------|------------|
| 一九六一年(推定) | 二一、七四九、〇〇〇 |
| 一九六二年 | 二八、五八一、〇〇〇 |
| 一九六三年 | 三六、六四七、〇〇〇 |

154

| タイプ指示 | 発信用 | 執務用 | 計 |
|-------|-----|-----|---|
| 手 信 | / | | / |
| 付 | | | |
| 届 | | | |

昭和42年6月10日
 発信タイプ

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 号 米北 第 420 号 公 信 日 付 昭和42年6月9日

大 夫 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長

主 管 北米局長 参事官 主任 北米課長

起案 昭和42年6月8日 起草者 横田 電話番号 671

受信者 大蔵省 口有財産局長 発信者 北米局長

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖縄における^県口有地の現状について

GA-2 9 外務省 回覧番号

沖縄における^県国有地の現状について

標記の件に関し、在京米大使館を通じ琉球列島米口民政府に質問状を提示しおいたところ、先般米側より下記のとおり回答越しましたので、御参考までに通報します。

記

92,320エーカーの口有地と4,959エーカーの県有地が合衆国の管理下に置かれてゐる。その約95%は

GA 4 外務省

琉球政府に管理されている森林である。この森林のうち約2,000エーカーは軍用演習地として使用されている。しかし再植林は琉球政府が実施しており、その収入は琉球政府が得ている。口県有地の残りは空港、道路及び約1,500エーカーの琉球住民に賃貸された土地である。

秘 無期限
部の内
号

Handwritten signature

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

在沖繩外資系企業等の取扱いに関する
大臣書簡案の項目「国有地及び県有地の
賃貸借」に係る大蔵省の処理方針を
ついで

46.6.12
米北一

大蔵省より別添公文書により、在沖繩外資系
企業等の取扱いに関する大臣書簡案の一項目

目である「国有地及び県有地の賃貸借」に
関連する大蔵省の処理方針を通報

せられたこと、上記処理方針につき当方の
了解を求めた。

1946年7月15日
外務省
補佐

Handwritten vertical notes

大蔵省の主張するところ、復帰後1年
以内の間に「国有財産法第24条(公用

及び公益目的に當り契約の解除)及び
その他の国有財産関係法令を日本

人及び国内企業に對するに差別なく
適用するに方針が示されたとある。

当方とは12月、既に上記書簡の当該
項目に関する説明がなされ、上記の趣旨
(の解釈)

は、米側に対し説明済みであり、実際の
問題となることはないと考えられた。

よ、今案米北第一課長より大蔵省に
対し、了解を旨電話で通報する
に処した。

Handwritten vertical notes

大 蔵 省

アメリカ局長 2
参事官 2
北米一課長

秘

簡易文書国総第 5 2 号
昭和 4 6 年 5 月 2 9 日

外務省アメリカ局北米一課長 殿

大蔵省理財局国有財産総括課長

窪 田 謙 (窪田)

沖縄復帰後の外国人又は外資系企業に対する
国有地の貸付けについて

標記の件についての当局の処理方針は下記のとおりであるの
で御承知願いたい。

記

- 1 沖縄復帰後の外国人又は外資系企業に対する国有地の賃貸
借については、復帰後、1年間従来と同一の条件で存続し得
るような必要な措置をとる。
- 2 上記 1 の措置は、復帰後 1 年間は国有財産法第 24 条及び
その他の国有財産関係法令の適用のないことを意味するもの

| |
|-------|
| 秘書 |
| 首席事務官 |
| 事務 |
| 沖縄 |
| 渉外 |
| 調査 |
| 無 業 |
| 航 空 |
| 科学協力 |
| 連絡調整 |
| 調査 |
| 局 庫 務 |

46. 6. -7

大 蔵 省

ではない。

- 3 日本国内法の適用にあつては、外国人又は外資系企業
にかかる国有地の賃貸借が沖縄住民又は沖縄の企業に対す
る賃貸借に比し、差別することはしない。

極
秘

外務省アメリカ局
北米一課長 殿

大蔵省理財局
国有財産総括課長

沖縄復帰後の外国人又は外資系企業
に対する国有地の貸付けについて

標記の件についての当局の処理方針は下記のとおりである
ので御承知願いたい。

記

(1) 沖縄復帰後の外国人又は外資系企業に対する
国有地の貸付けについては、復帰後1年間従来

と同様の条件で存続し得るような必要な措置を
とる。

(2) 上記(1)の措置は、復帰後1年間は国有財産法
第24条及びその他の国有財産関係法令の適用のないこ

とを意味するものではない。

(3) 日本国内法の適用にあたっては、外国人又は外資

大 蔵 省

系企業にかかる国有地の貸付けが沖縄住
民又は沖縄の企業に比し、差別するとはならない。

大 蔵 省

III

いて外貨支払の保証を得ることを希望する外国投資家は、
沖繩の復歸の後、そのような契約又は権利について外資に
関する法律に基づき認可の申請を行なう必要がある。その
認可は、すみやかに与えられる。

III 国有地及び県有地の賃貸借

沖繩における国有地及び県有地の賃貸借については、沖繩
の復歸の後一年間現在と同様の条件でこれを継続することが
できるよう必要な措置がとられる。その後の賃貸借につい
ては、その一年の期間中に関係当事者の間で取りきめることと
する。

復歸後の沖繩における国有地及び県有地の賃貸借は、日本
国の法令に基づいて行なわれ、また、合衆国の賃借人は、外
国人であることを理由として差別されることはない。

III. Leasing of state and prefectural lands:

With respect to the leasing of state and prefectural lands in Okinawa, necessary measures will be taken so that such leasing may continue for a period of one year after reversion under the same conditions as in the present. The leasing of such lands for the period to follow will be subject to arrangements to be made between the parties concerned during the said one year period.

The leasing of state and prefectural lands in Okinawa after reversion will be made under the relevant laws and regulations of Japan, and no discrimination will be made against United States lessees for the reason that they are foreign lessees.

IV.

極秘
無期限
部の内
号

アメリカ局長ス
参事官ス
北米第一課長

条約課長

沖縄における県有地の賃借借の件

46. 6. 16

米北一
金

1. 標記につき自治省より千葉北米第一課長宛(自治省行政局行政課長名)公文書(別

添)を送付された。当該文書の趣旨は、復帰後地方公共団体となる沖縄県の

所有地につき自治省独自判断を下すことは法的にも不可能である。しかし、地方公共団体を

総合的観点から指導する立場にある自治省としては、今般の「外務大臣宛米国大使宛書簡」に基づき、

「責任をもち」もって、沖縄県を積極的に指導して行くことを考えている。なお、沖縄

県が当該財産を公用あるいは公共用に供するため

一年経過後の問題なり。自治省の指示あり。

賃借借と継続(ない)とある等合理的

な理由がある場合は沖縄県に、説得する等とはできない旨述べているものである。

(旧国有地につき)

又、本件は、既に大蔵省が国有財産法等の適用を条件とする旨述べた公文書を送付された

(平反)

経緯もあり、公共及び公共用目的のための契約解除につきの規定は国有財産法と

同様、地方自治法にも含まれており、この適用関係につきは米側の了解済みのものである。

なお自治省の公文書は合理的理由というラインで地方自治法適用より広い範囲を

(単行)

(1950年)

この理由を以て挙げているようにも見える。実際問題としては、契約解除よりも容易に

(沖縄県)

ことをなす。大まか問題は起り得ないことを

されるばかりでなく、万一の事態に陥ると
) ことは避けたいが、そのためには、自治者の責任ある積極的な指導を
期待することは当然である(この点については、自治者はその旨を伝える)
3. ついては、自治者は当該文書に対する当該
の文書による回答を強く希望している(自
治者の基本的考えを明確にしていくことの
趣意に対する理解指導上の観点から、
(未だ一課長名)
たいとしよう)の2、文書に対する回答は、
た。なお、文書につき、公信番号は、
11と2、自治者の了解を促すことである。

内

アメリカ局長 入

参事官 入

北米第一課長 入

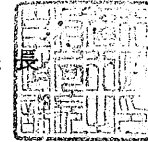
自治行第35号

昭和46年6月16日

条約課長

外務省アメリカ局北米第一課長 殿

自治省行政局行政課



沖縄における県有地の賃貸借について

要処理

| |
|-------|
| 首席事務官 |
| 総務 |
| 沖縄 |
| 渉外調査 |
| 産業 |
| 航空 |
| 科学協力 |
| 連絡調整 |
| 調査 |
| カナダ |
| 局庶務 |

標記の件については、下記のとおり了解する。

記

(外務大臣発米国大使あて書簡)(案)(昭和46年6月12日)中「Ⅲ 国有地及び県有地の賃貸借」は、沖縄県有財産については、単に外国人であるというのみの理由をもつて差別することのないよう政府として沖縄県に対し指導をする趣旨であり、沖縄県が当該財産を公用または公共用に供するため、その後の賃貸借を継続しないこととする等合理的な理由により異なつた取扱いをすることを妨げる趣旨ではない。



自治省

極 秘
無 期 限
部の内
号
(守)

アメリカ局
参 事 官
北米第一課長

条約課長

昭和46年 月 日

本件は、復帰後1年を経過した後、問題が解決し、復帰後1年間の貸借に於ては、暫定措置法を継続せしめることを関係省に念のため再確認する必要ありと考へます。 -- 右了解の如く承知す。 --

自治省行政局行政課長殿

外務省アメリカ局北米第一課長

沖縄における県有地の貸借借付(回答)

昭和46年6月16日付自治行第35号E

その通知の並びに標記の件に付は、当承

と同様と了解する。

知

別添自治省よりの書簡に付、本件又書簡により、暫定措置法を継続するに同意するもの。 (自治省 846.7.14 報 12)

公債番号をわけは、この件に付、自治省が了解をいつて来る。

昭和46年7月15日

自治省行政局行政課長 殿

外務省アメリカ局北米第一課長

沖縄における県有地の質貸借
について (回答)

昭和46年6月16日付自治行第35号をもつ
て通知のあつた標記の件については、了知する。

手紙
北米第一課
経済課

200
事務課
手紙



アメリカ局長
参事官
北米第一課長
自治行第60号
昭和46年10月9日

収益をさせるものとする。

手紙
事務課

外務省アメリカ局北米第一課長 殿

自治省行政局行政課長



自治省が作成したものをうたてたことについて政令を案する

沖縄の復帰の際琉球政府の機関等が使用又は収益
することを認められている県有の財産の取扱いに
ついて

標記のことに、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
(案)に基づく政令において、下記事項について規定する予定
である。

記

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の際琉球政府
の機関、従前の市町村その他の法人又は個人が使用又は収益す
ることを認められている沖縄県の財産については、国に準じ、
法の施行の日以後1年間を限り、従前と同一の条件で使用又は

| |
|-------|
| 要処理 |
| |
| 首席事務官 |
| 事務 |
| 沖縄 |
| 渉調査 |
| 漁業 |
| 航空 |
| 科学協力 |
| 連絡調整 |
| 調査 |
| カナダ |
| 庶務 |



自治省

国有財産の法的地位について

1 国有財産は、沖縄の米による占領以降
今日に至るまでのような法的地位をたど

ってきたか。(布告等の根拠法規に基いて示すか)

2 軍政府 - 民政府と統治機構の変遷
に伴い、軍政府が行った行政権の行使の
効力は、民政府に引き継がれているか
(布告等)

またその理由は、

3 民政府と琉球政府の法的関係はど
うなるか。また、琉球政府の法的地位は、
本土復帰とともに当然に消滅するか

4 本土復帰に当たって、国有財産はど
うなるか。返還されるか。

協定によるか。それと権利関係
に伴い当然に帰属するか。

5 民政府、琉球政府が国有財産に
行った貸付等の行為の効力は、本土復帰
とともにどうなるか

170 F

「沖縄における国固有地の処理方針」は
沖縄県財政について、単に外国人または外
資系企業であるというのみの理由を以て差別
するものはない。政府として沖縄県に対し指
導する趣旨であり、沖縄県は当該財産を
公用または公共用に供するため、その後の賃貸
借を継続しないこととする等合理的な
理由により異なる取扱いをすることとなり、
その趣旨を踏まえたとき確認する。

秘
無期限

条約課長
 安全保障課長
 山崎 丹波事務官
 北米第一課長
 参事官
 31-アメリカ局長
 沖繩の自国所有地管理問題に関する会議
 46.9.10
 米北一
 (23)
 標記会議は、10日午後3時から南米同胞援護
 会議室にて概要の通り開催された。
 (財産)
 出席者：大蔵省：榎崎、回付第一課長、
 官房、野村事務官
 対策：小玉、総務課長
 平野、文書事務官
 外務省：丹波(条約) 森本(米北)
 1. 対策小玉課長より、本件については、米北と
 大蔵省側と協議した上で、沖繩来電より

GA-5

2453

外務省

2

913号(別添)1.の米側が琉政に対し、自国
 所有地の管理権能を移譲するための
 条件10項目中、問題点として挙げられている。
 (1) (2)に関連、琉政が土地を処分するに際しては、
 (米側から見たら) 米政府から
 事前の措置を講ずべく、日本政府が
 その管理権能に参加する形をとり得る
 ことは、この琉政に移譲される土地の
 (4) (8)につき、自国所有地の境界紛争を
 解決する現行法は琉球政府の法
 律にないこと、本土法令によりこれを定める
 べきであること、
 (1) (9)につき、財産の管理がなされる
 収益の使用権限及び財産管理官
 としての権能執行の権限を、日本政府

GA 6

外務省

が琉政に委任する形を以て
(一) (10) のについては、復帰後の定員の関連

あり、RPC事務所の職員を一旦琉政
職員として引取っておく必要が有るが、

2. 大蔵省 楠崎課長より一考の通り、

(1) 結論として米側の本件提案に賛成

(有る... Phase II が復帰を円滑に行う
ための準備であるが、現段階で本件を琉政に

引継がれることは却て問題を複雑にする
復帰時にその日本政府に移行の方がよい。

(2) 復帰前に米側が本件管理を移譲
することを望むが、国及び果有地^{の管理}

直接日本政府に返還に依り、
このため、布告7号を改正し、米側が

管理するのは必要を国策有財産のみに
あり、残第のものは日本政府にリリースする

ような方法はとれないか、

(1) これが可能となれば、直接日本政社の

管理のための補正予算を国会で承認が必要
あり、また、この貸借については復帰後

1年間は復帰前と条件を継続させる
ことであるが、現在無償で貸付中

であるものがあるので、このことが既政法と
の関連でどうなるか検討中である。

(2) または、布告7号の改正を要せず、日政
が米側の下請けという形で実質上

管理できるものか、上記本土法及び布
告等の法的解釈に依り不可能な本件管理

機能の移譲問題は、いかにするか。
 (内)大蔵省としては、沖縄の国果有地の所有権者は日本政府であって、これは米側の土地管理権とは無関係であり、この管理権を米側が単に放棄すればよいと考えている。

3. 当方(丹波事務官)より、(1)米側によるRPC資産の管理は、平和条約第3条において与えられた米国の施政権の一環として行なわれているものであり、これを復讐するに日政に直接移行することは、施政権のいわゆる分割返還ということになり、これは現在民政機能の移行として行なおうとしていることと反する。

また、米側の沖縄における日本の旧国有地に対するいわゆる「管理」の本質は、私人間の法律関係とは遠い、米側がリリースすればそのまま日本に直ぐ返ってくるというものでない。

(ロ) だが、本件移行についての米側提議案には種々問題点があるということについては、外務省側も十分理解しているので、かかる形の移行を断ることが果に円滑な復讐という民政機能の移行目的に資することになるのか疑問もあり、本件は慎重に検討すべき問題である。

旨述べた。(対策側は、本件米側
提案は是非を問わず、実施すべきは

否を問わずの意向あり。当方、^(米)本件は
米Ⅱ段階における民政移管の
一部

琉政への移行に因り米側からの
提案の一つであり、可否にかかわらず

日本政府の意見は尊重されること
を旨とする旨述べた。

4. 文藝省は、管理の移行を受けた琉
政が、日政の指導・監督を受けること

に
賛成し、我が国が、この管理におき
て賃借料の使用をそのおりに琉政

は、これに同意する。 (注)
本、琉政が果有地の管理の責

米側から受けるというのであれば問題は別
だが、国・県 賦税の分割移行には

米側が反対する。^(旨注)賃借料集計
の電算機担当職員がそのプログラム上

で
分割集計に困難がある。また、米は
果有地のみの管理も琉政側に処理

能力が乏しいと明らかである。

(注)RPCの土地賃借料収入は年間約12万
ドル = 4,300万円 (月収9,970ドル)

RPC事務員取次数は現在24名、1人平均月給10万円
年間人件費はボーナスを加えて約4,000万円

近頃は、年間の賃借料収入とほぼトントン
であるが、米側からの要望が出さな

ら琉政が期待程度旨味はない等があるが琉
政はこれに同意しない。

5. 結局、大蔵省に対しては、復帰前に
 本件管理問題が日政に移管地
 となることは、復帰時点の問題を
 延引させる意向であるが、現在、国
 有地と私有地との境界があいまい
 である。これを明白に区別することが
 むしろ第二段階の復帰準備として
 重要であると考えられている。(実際に
 は、土地台帳等関係書類を米側から入
 手しており、すでにこの区別作業を進めている
 が、琉政はこのことを周知していない)
 この別な提案も含め、米側提案に對する
 考え方をとりまとめ、先般、日政側の
 結論を協定^{決定}の上、本件回答を行
 ったことになっている。

取扱注意

条約課長

法規課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

元沖縄特務管理財産目録

127112

47.2.2.
米北一

2月2日 長崎管理財局 固有財産第3課
(川村補佐)より、元沖縄特務管理財産

目録(全3部、別記: 沖縄、宮古、入道山)を
入手した。併せて参考資料として内覧に

供した。(3247(124), 3248(125)
3249(126)の番号で保管)

本件資料は、1月31日南緯の海没地にて

回収した。南緯の海没地にて、長崎管理財局
固有財産第3課長より「旧特務管理財産」

を琉球政府に手交した。この旨 発言が
あつた。この旨 長崎管理財局に通知した。

を資料として提供し、記録として取り扱
うこととする。

なお、長崎管理財局に照会したところ、自治省も
本件資料を保有しており、その内容

127112 公表については自治省を通じて発言
した。この旨 長崎管理財局に通知した。